

### 3 ①運用全般

- 飛行の要領は、基本的には、CH-47などの木更津駐屯地に配備されている航空機と概ね同様になると考えています。
- 自衛隊機は、民航機と同様、航空法で定められた最低安全高度を確保した飛行を行っており、自衛隊機の操縦士は、より一層安全を確保する観点から、気象条件を考慮しつつ、地域の实情に応じて、病院、市街地、住宅地などを回避しながら、上空からの識別が容易な幹線道路、鉄道、河川、海岸線等に沿って、飛行することを基本とし、安全確保に最大限配慮しています。
- 今後、段階的に木更津駐屯地以外の飛行場等に飛行する予定です。各飛行場等の使用に当たっては、各駐屯地等の規則により定められた経路・時間等を遵守していきます。

#### 当面の訓練等の概要

- 離着陸訓練  
離陸及び着陸時の操縦技法を習得する訓練
- 制限地操作  
飛行場等以外の場所における離着陸等の操作を習得する訓練
- 編隊着陸  
複数の機体が同時に着陸を行う訓練
- 計器進入  
航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して、主に飛行場への進入を行う飛行
- 航法  
事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおりにより目的地まで飛行するための操縦技法を習得する訓練
- 計器航法  
航空機の姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行
- 射撃訓練等  
航空機搭載用機関銃による射撃訓練等
- 機動展開等訓練  
人員及び物資を搭載、輸送し展開する訓練

## 立川駐屯地における当面の運用

○ 立川駐屯地においては、次のような訓練を行いたいと考えています。

- 航法訓練  
事前に定めた経路、飛行時間、飛行高度等のとおりにより目的地まで飛行するための操縦技法を習得する訓練
- 計器航法訓練  
航空機の姿勢、高度、位置及び進路の測定を計器のみに依存して行う訓練
- 離着陸訓練  
離陸及び着陸時の操縦技法を習得する訓練
- 機動展開等訓練  
人員及び物資を搭載、輸送し展開する訓練

※ 当面の使用頻度は、月数回程度の見込みです。

※ 駐屯地への進入は、有視界飛行方式においては原則として東側（場周経路）から進入することを考えています。



離着陸訓練（飛行場）



離着陸訓練（演習場）



機動展開等訓練

## 立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来について

陸上自衛隊V-22オスプレイの立川飛行場への飛来について、立川飛行場周辺自治体連絡会は、令和4年11月7日及び令和5年1月20日に、周辺住民の安全・安心、生活環境への十分な配慮等について要請したところです。

その後、令和5年2月1日に初めて、陸上自衛隊V-22オスプレイが立川飛行場に飛来したことを受け、周辺自治体では市民等や市議会から様々な意見・要望が寄せられています。

そうした中でこのたび、令和5年3月28日に二度目の飛来がありました。

3月28日の飛来については、場周経路以外の市街地上空において、回転翼モードや転換モードでの飛行をしていた、との声が周辺自治体に寄せられています。

また、前日に自治体に事前通知をいただいたことに関しては、これまでの要請に一部お応えいただいたものと理解いたしますが、周辺住民の心配や不安の解消には至っておりません。

つきましては、周辺住民の安全・安心、生活環境に十分配慮するよう、改めて下記事項について要請いたします。

○場周経路以外の市街地上空において、回転翼モードや転換モードでの飛行をしたのであれば、その理由を説明してください。

○場周経路以外での市街地上空での回転翼モードや転換モードでの飛行を行わないようにするとともに、場周経路内であっても、市街地上空での回転翼モードや転換モードでの飛行を必要最小限にしてください。

○周辺住民の不安解消に向け、立川飛行場への陸上自衛隊V-22オスプレイ飛来訓練の必要性及び安全性に関して、国の責任において丁寧な説明を行ってください。

令和5年3月30日

防衛大臣 浜田 靖一 殿

## 立川飛行場周辺自治体連絡会構成市長

立川市長	清水庄平
昭島市長	臼井伸介
小平市長	小林洋子
日野市長	大坪冬彦
国分寺市長	井澤邦夫
国立市長	永見理夫
東大和市長	尾崎保夫
武蔵村山市長	山崎泰大

幹事 立川市長 清水庄平

